

令和3年度

定期監査報告書

玖珠町監査委員

監 第20701号

令和4年2月7日

玖珠町長 宿利政和 様

玖珠町議会議長 大野元秀 様

玖珠町教育委員会教育長 梶原敏明 様

玖珠町監査委員 河野好美

玖珠町監査委員 河野博文

令和3年度 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を提出します。

目 次

第1 監査の概要

1 監査の種類	4
2 監査の対象	4
3 監査の着眼点	4
4 監査の実施方法	4
5 監査の対象	5
6 監査の日程	6
7 監査の場所	6
8 監査の要領	6

第2 総括

1 監査の結果	7～10
---------	------

第1 監査の概要

1 監査の種類

定期監査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項

2 監査の対象

令和3年度に係る財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的におこなわれているか
- (2) 収入の確保は適正におこなわれているか
- (3) 収入に係る事務は適正におこなわれているか
- (4) 会計処理は適正になされているか
- (5) 契約事務は適正におこなわれているか
- (6) 財産、物品の取得は適正におこなわれているか
- (7) 事務処理は効能的、効率的におこなわれ、改善すべき点はないか
- (8) 事務の執行は法令等に従って適正におこなわれているか
- (9) 過去の定期監査、決算審査等における監査結果報告等に対して必要な措置をとられていたか

4 監査の実施方法

今年度の「定期監査」については、「主要事業進捗状況」の調査（一覧表の作成等）を依頼しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による事務量の増加を鑑み、事務負担軽減の意味から、昨年度実施した「各種様式」による関係資料（調書）の作成依頼や資料の提供依頼等は見合わせました。

5 監査の対象

令和3年度の主要事業（款項目別新規）（注1）について監査を実施

（令和3年10月31日現在）

部署名	主要事業数 （注1）	質問事項照会事業 （注2）
総務課	5	3
企画商工観光課	39	12
基地・防災対策課	6	—
建設水道課	22	—
住民課	6	—
福祉保険課	22	—
子育て健康支援課	25	1
農林課	49	3
教育政策課	9	—
社会教育課	7	—
わらべの館	1	—
久留島武彦記念館	1	—
計	192	19

【 調査項目 】

- 1 補助対象者・補助対象地等
- 2 事業期間等
 - （1）着手状況（契約・入札等）
 - （2）請負者等
 - （3）完了予定年月日
- 3 進捗率（執行状況）
 - （1）各工事の工事費÷総工事費（現年）
 - （2）各工事の工事費÷総工事費（全体）
- 4 事業効果
 - （1）完了後の維持管理等
 - （2）住民サービスの向上等具体的効果
- 5 事業担当者名（参考）

6 監査の日程

- 令和3年11月4日（木） 該当する課（館）長へ主要事業進捗状況表の作成を依頼〔5の表（注1）〕
→ 提出期限：令和3年11月24日（水）

- 令和3年11月24日（水） 主要事業進捗状況表の審査及び協議、検討
～令和4年1月13日（木） （ヒヤリングは未実施）

- 令和3年12月14日（火） 主要事業進捗状況表の質問事項を照会し、
文書による回答を依頼
〔5の表（注2）〕
→ 提出期限：令和4年1月7日（金）

- 令和4年1月11日（火） 回答書の審査及び協議、検討等及び
～1月31日（月） 定期監査報告書の作成

7 監査の場所

監査委員事務局（監査事務室）

8 監査の要領

今回実施した定期監査は、令和3年度の主要事業（款項目別新規）について、該当する課（館）長へ主要事業進捗状況表の作成を依頼し、提出を受けた書類により事業の進捗状況などについて審査を行いました。〔5の表（注1）〕

また、必要に応じて質問事項を照会し、文書による回答により再度審査を行いました。〔5の表（注2）〕

第2 総括

1 監査の結果

定期監査は、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理について実施するもので、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、前年度における指摘事項の改善状況及び町の経営に係る事業の管理が合理的に行われているかを主眼としています。

総合的な意見として、財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理については、監査を行った範囲内においては、概ね適正であったといえますが、一部の行政運営や事務処理における不備な点、検討・改善すべき点等もありました。

監査の結果を総括的に以下に列挙します。

- (1) 一昨年から2年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染対策に係る各種補助事業やワクチン接種など、年度当初に予定されていない事業がかなりの予算額を伴い増加しています。

これは、国や県の方針等によるものがほとんどであり、事業実施の是非については、一自治体では判断できないのは当然のことではあります。が、町（役場）全体の事業量の調整やそれに伴う人員（マンパワー）などの協議や検討が、果たして十分に行われてきたらうか、非常に懸念される所であります。

一般会計予算額も、過去例を見ない程の額に膨れ上がり、限られた人員と時間の中で果たして十分な事業効果が得られたか、今一度検証の必要があると考えます。

また、コロナ対策に伴う、給付金の支給や事業者等への支援等、急を要する事業を待ったなしの状態、継続的に行ってまいりました。

加えて、毎年といっても過言ではない災害に対する事務事業も職員や他の業務に大きな負担と影響を与えているのではないかと危惧されます。

これらの状況に対し、職員一丸となって、また部署の壁を越えて献身

的に取り組んできたことに対しては、深く敬意を表するところでありますが、近年にない事務量が増加している状態が続いているようでありますので、職員の心身の健康管理に充分留意していただきたいです。

先に述べたように、町（役場）全体の事業量の調整やそれに伴う人員（マンパワー）などの協議や検討についてであります。コロナや災害対策等、予測できない事態への対応については、当初予定されている各種事務事業の優先順位や実施の再検討、翌年度以降への延期など、いわゆる「スクラップ アンド ビルド」を行っていかねば、巨額の公金を投入しながら、事業効果を十分に得られない事態に陥る可能性があるのではないかと危惧されます。

- (2) 事務事業の執行にあたって、業務の有効性・効率性・財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の順守などが形式化、形骸化しつつあるのではないかと懸念されます。

このことは、部署内のチェック体制や別の部署による監視などの内部けん制機能が十分に働かなくなり、事務処理の改善や法令順守の徹底、新たな課題への対応等に影響を与えるのではないかと危惧されます。

このような状況が高じると、事務の機能不全や非効率が生じ、ひいては制度、さらには事業自体の効果を低減する恐れがあります。貴重な公金を投入しながら、公益その他の事業効果を十分に得られない事態は、厳に慎まなければなりません。

- (3) これまで、本町においては、組織等の関係から、監査体制が充分とはいえませんでした。決算審査、例月出納検査、定期監査等を行ってきました。

平成29年の地方自治法の一部改正により、「内部統制」（注1）に関する方針の策定等と監査体制の充実強化が求められたことにより、本町でも体制強化と監査基準の見直しを行ってきましたが、この取組みに対し職員の意識が不足しており、理解や協力を得ることに大変苦慮している状況です。

(注1) 内部統制 【 ないぶとうせい / internal control 】

組織の業務の適正を確保するための体制を構築していくシステム（制度）を指す。

すなわち、組織がその目的を有効・効率的かつ適正に達成するために、その組織の内部において適用されるルールや業務プロセスを整備し運用すること、ないしその結果確立されたシステムをいう。コーポレート・ガバナンス（企業経営を管理監督する仕組み）の要とも言え、近年その構築と運用が重要視されている。内部監査と密接な関わりがあるので、内部監督と訳されることもあるが、内部統制が一般的な呼び名となっている。

- (4) 地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されたものです。

その背景には、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年3月16日）の趣旨を踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められています。

内部統制制度の導入により、地方公共団体は、組織として予めリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）があることを前提として、法令等を順守しつつ、適正に業務を執行することを、より一層求められています。

令和2年4月1日から、都道府県知事及び政令指定都市の首長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないとされており、その他の市町村は「努力義務」となっていますが、いずれ体制整備を行わなければならない時期が必ずやってきます。

監査基準には、「内部統制に依拠した監査」と「リスクの認識と対応」が示されているため、内部統制に向けて早急に準備を進めていく必要があります。

- (5) これまで、各種監査（審査）実施後の結果報告のたびに指摘してきましたが、近年多様化する町民ニーズへの対応や職員一人ひとりの業務負担の増加によって、不適正な事務処理のリスクが拡大することが懸念されます。

また、令和元年10月に策定した「玖珠町行財政改革プラン」により令和2年1月に作成した実施計画では、事務手続、リスク、ルールの見える化を取組項目とし、「事務遂行レベルの平準化やムリ、ムラ、ムダのない事務の執行とミスなどのリスク低減を行うために、統一した業務手順書の作成と手順書に沿った事務の実施を行うことが求められています。また、現在、努力義務となっている内部統制制度の導入についても検討が必要です。」としっかりと明記されていますので、早急に、また具体的に数値化できるような取組みを望みます。

- (6) 管理職等においては、職場のマネジメントを今以上に取組み、職員とのコミュニケーションを活発に行いながら、快適な職場づくりに努めていただくことを望みます。

また、日ごろから「報告」、「連絡」、「相談」を心がけ、問題の早期発見や解決につなげていただくことをお願いします。

- (7) 部署によっては、専門的な知識や経験が必須であり、事業の継続性・人材育成のサイクルを考慮した人事管理が必要です。

人事に関しては首長の専管事項ではありますが、職場（班）内の経験年数のバランスを考慮し、スムーズな事務引継が継続的に行えるよう、また、職員自らのスキルが上がり、それにより部下や新しく配属された職員の育成や指導が行えるような人員配置（管理）を要望します。

このことは、さらに複雑化していく業務に内在する様々なリスク（紛失・失念・事務遅延・支給誤り・情報漏洩等）に的確に対応を図ることもつながり、結果的に住民サービスの向上に大きな影響を与えるものであります。

以上の事項については、真摯に受け止めていただき、トップとしてリーダーシップを発揮され、全職員が一丸となり、積極的かつ継続的な取組みをされることを、切に望みます。

以 上